

平成24年上半期の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について

1 インターネット・ホットラインセンター

警察庁では、平成18年6月より、インターネット上の違法情報や有害情報に関する通報を受理し、警察への通報及びサイト管理者やプロバイダ等への削除依頼を行う業務を委託している。

2 運用状況

(1) 通報受理状況

センターが受理した通報件数は99,052件（前年比+12,852件）、情報件数は101,715件（+11,278件）

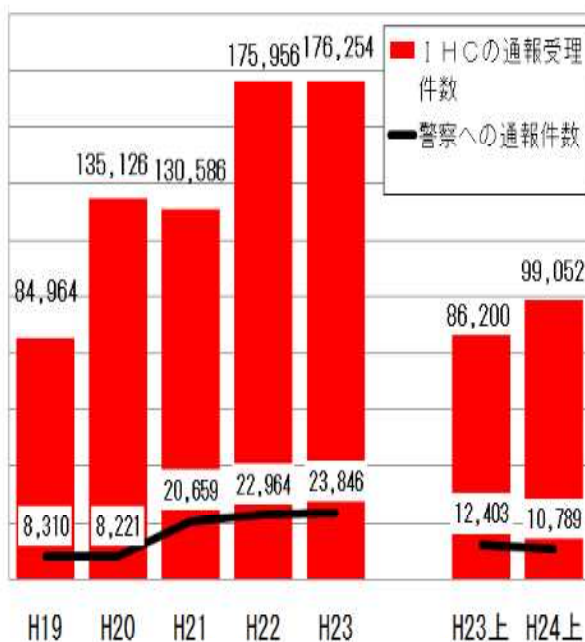
警察への通報件数は10,789件（-1,614件）

違法情報は17,791件（-1,495件）、有害情報は4,613件（+1,560件）
 その他の情報は79,311件（+11,213件）

（注）上記違法情報は、わいせつ物公然陳列・規制薬物の広告等8類型（本年7月1日から不正アクセス関連2類型を追加し、10類型となっている。）有害情報は、殺人など違法行為の請負等に関する情報・集団自殺を呼びかける情報等3類型の件数。

違法情報の減少理由は、規制薬物の広告情報が大きく減少したため、有害情報の増加理由は、自殺関連情報が急増したためである。

IHCの通報受理件数・警察への通報件数



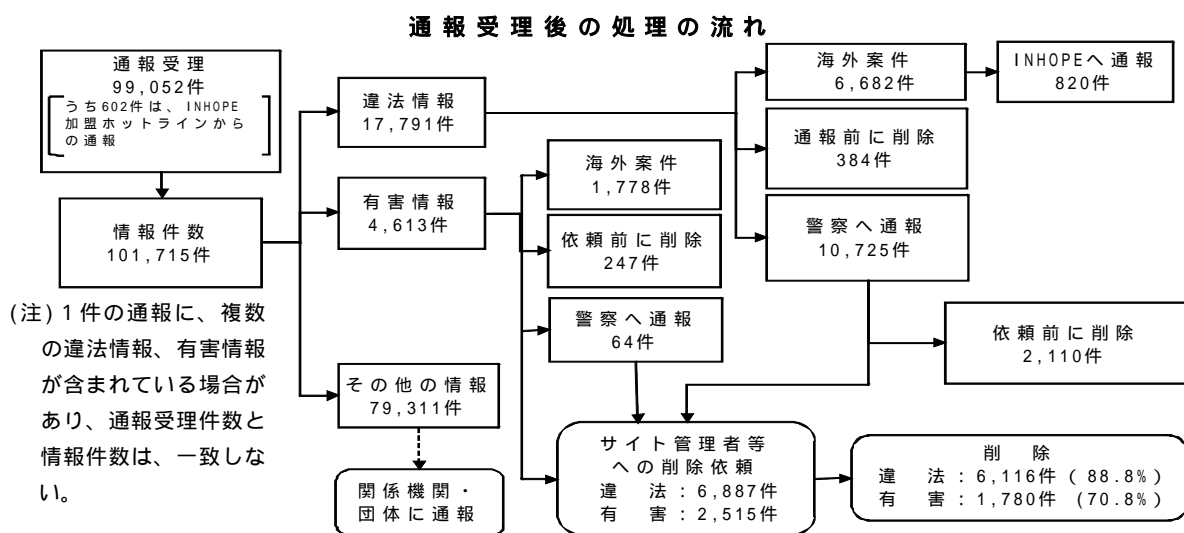
違法情報・有害情報該当件数



(2) 通報処理状況

センターからサイト管理者等への削除依頼については、依頼した違法情報6,887件のうち6,116件（88.8%、前年比+30.9P）が削除、依頼した有害情報2,515件のうち1,780件（70.8%、+26.8P）が削除。

違法情報・有害情報の削除率が向上した要因は、これまで削除依頼にほとんど応じていなかった特定のサイト管理者の削除率が向上したことによるもの。



(注) INHOPE (International Association of Internet Hotlines) とは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2012年4月末時点で42団体（37の国・地域）が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年3月に加盟。

特定のサイト管理者の削除状況・削除率

違法情報	削除依頼	削除	削除率
平成24年上	311件 (前年比-2,811件)	138件 (前年比+42件)	44.4% (前年比+41.3P)
有害情報	削除依頼	削除	削除率
平成24年上	470件 (前年比+209件)	52件 (前年比+52件)	11.1% (前年比+11.1P)

3 今後の取組

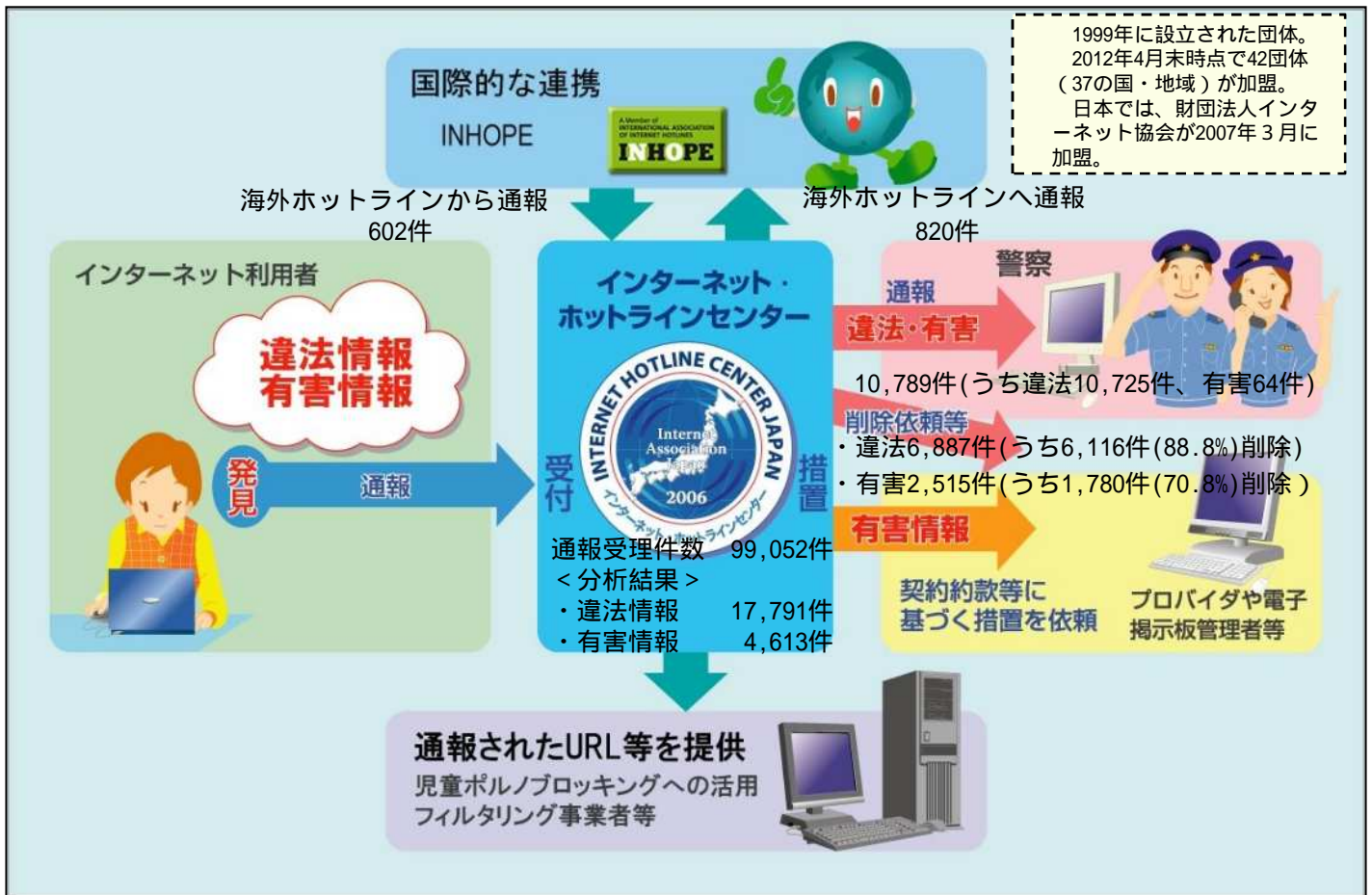
(1) インターネット上の環境浄化の推進強化

通報受理した違法・有害情報等について、本年度の総合セキュリティ対策会議における匿名サイト等に関する取組の検討状況等を踏まえ、情報をより一層有効活用できるように検討し、インターネット上の環境浄化の推進強化を図る。

(2) 行政事業レビューの結果を踏まえた対応等

センターのシステム改善等による効率的なセンター業務の推進を図るとともに、行政事業レビューの結果を踏まえ、本年度の総合セキュリティ対策会議等において、今後の対応を検討する。

「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況（平成24年1月～6月）



IHCに通報される違法情報

- わいせつ物公然陳列（刑法第175条第1項）
- 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第7条第4項）
- 売春周旋目的の誘引（売春防止法第6条第2項第3号）
- 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）
- 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）
- 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）
- 預貯金通帳等の譲渡等の誘引（犯罪収益移転防止法第26条第4項）
- 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）
- 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法第7条第1号）
- 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）

IHCに通報される有害情報

- 情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- 列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- 人を自殺に誘引・勧誘する情報